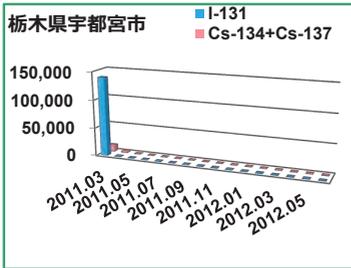


降下物中の放射性物質

セシウムとヨウ素の降下量（栃木県・茨城県の経時変化）

（単位： MBq/km<sup>2</sup>/月）



MBq/km<sup>2</sup>/月：メガベクレル/平方キロメートル/月

文部科学省発表：環境放射能水準調査結果（月間降下物）より

東京電力福島第一原子力発電所から 140km 離れた宇都宮市、120km 離れたひたちなか市において、事故直後の平成 23 年 3 月に放射性セシウム（宇都宮市：1 か月で 1 km<sup>2</sup> 当たり約 1 万メガベクレル、ひたちなか市：1 か月で 1 km<sup>2</sup> 当たり約 4 万メガベクレル）、放射性ヨウ素（宇都宮市：1 か月で 1 km<sup>2</sup> 当たり約 14 万メガベクレル、ひたちなか市：1 か月で 1 km<sup>2</sup> 当たり約 12 万メガベクレル）の降下が観測されましたが、平成 23 年 4 月以降は、放射性降下物が大幅に減少したことが分かります。

こうした降下物に対応するため、平成 23 年 3 月 17 日には厚生労働省が食品の暫定規制値を定め、流通制限を行い、3 月 18 日からは文部科学省（当時）が宮城県及び福島県を除く各都道府県において毎日 1 地点の水道水の検査を実施しました。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

改訂日：平成 28 年 1 月 18 日